

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

○生活保護法に基づく介護機関の指定	一	○職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 〈公安委員会告示〉	五
○特定計量器の定期検査の実施	二	○猟銃講習会の実施	五
○土地改良事業計画の適否決定	四	○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 〈監査委員公告〉	六
○土地改良事業の工事完了届	四	○監査結果公告	七
○開発行為に関する工事の完了 〈人事委員会規則〉	四		

## 告 示

奈良県告示第二百七十七号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。  
平成十六年八月二十七日

奈良県知事 柿本善也

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	居宅サービスの	指定年月日
----------------------------------	-----------------------------------	---------	-------

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	種類	
有限会社西大和介護サービス	北葛城郡上牧町上牧三三八〇一六	訪問介護センターかがやき	北葛城郡王寺町畠田四一〇一七	訪問介護	平成十六年七月十五日
有限会社やまびこ	北葛城郡上牧町下牧三一五一〇	杏デイサービスセンター	北葛城郡上牧町下牧一九八〇一	通所介護	平成十六年八月一日
有限会社GMM総合企画	大和高田市東雲町一三一〇	ケアセンタリーやすらぎ	大和高田市東雲町一三一〇	居宅介護支援事業	平成十六年八月一日
有限会社草笛の里	橿原市土橋町二五一〇	ヘルパーステーション草笛の里	橿原市北妙法寺町五九二	訪問介護	平成十六年七月十五日
有限会社草笛の里	橿原市土橋町二五一〇	デイサービス草笛の里	橿原市北妙法寺町五九二	通所介護	平成十六年七月十五日
ひまわり介護サービス有限公司	磯城郡田原本町千代一〇一〇一	ひまわり介護サービス有限公司	磯城郡田原本町千代一〇一〇一	訪問介護	平成十六年八月一日

奈良県告示第二七七十八号

株式会社 有限会社 三恵	生	株式会社 有限会社 三恵	生	株式会社 有限会社 三恵	生	株式会社 有限会社 三恵	生	株式会社 有限会社 三恵	生	株式会社 有限会社 三恵	生
生駒郡斑鳩町龍田二一	一四	生駒郡斑鳩町龍田二一	一四	生駒郡斑鳩町龍田二一	一四	生駒郡斑鳩町龍田二一	一四	生駒郡斑鳩町龍田二一	一四	生駒郡斑鳩町龍田二一	一四
生駒郡斑鳩町龍田二一	一四	生駒郡斑鳩町龍田二一	一四	生駒郡斑鳩町龍田二一	一四	生駒郡斑鳩町龍田二一	一四	生駒郡斑鳩町龍田二一	一四	生駒郡斑鳩町龍田二一	一四
訪問入浴介護	訪問介護	訪問入浴介護	訪問介護	訪問入浴介護	訪問介護	訪問入浴介護	訪問介護	訪問入浴介護	訪問介護	訪問入浴介護	訪問介護
平成十六年八月一日	平成十六年八月一日	平成十六年八月一日	平成十六年八月一日	平成十六年八月一日	平成十六年八月一日	平成十六年八月一日	平成十六年八月一日	平成十六年八月一日	平成十六年八月一日	平成十六年八月一日	平成十六年八月一日

電気式はかり	御所市		香芝市		橿原市		区
	十月十二日(火)	十月十三日(水)	十月二十七日(水)	十月二十八日(木)	九月二十九日(水)	九月三十日(木)	分
午前十時から	午後三時まで		午前十時から		午後三時まで		時
耳成地区公民館	電気式はかりの所在場所		電気式はかりの所在場所		電気式はかりの所在場所		場
							所

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。)の定期検査を次のとおり実施する。  
平成十六年八月二十七日  
奈良県知事 柿本善也



備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県工業技術センター（奈良市柏木町一二九番地一）において行う。

奈良県告示第二百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年八月二十日次の表の上欄に者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年八月二十七日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
都祁村長 西畑 勇	水と農地活用促進事業 (用排水路整備) 一本松地区	平成十六年八月三十日から同年九月二十一日まで 都祁村役場
都祁村長 西畑 勇	水と農地活用促進事業 (農道整備) ツバイ坂地区	平成十六年八月三十日から同年九月二十一日まで 都祁村役場

奈良県告示第二百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、次のとおり都祁村営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十六年八月二十七日

奈良県知事 柿本善也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
都祁村長 西畑 勇	県単独土地改良事業	平成九年二月二十七日	上深川地区	平成八年度から平成十六年度まで	平成十六年七月二十八日

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成十六年八月二十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号  
平成十六年四月六日第七二一一七二号
  - 二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月十九日第六〇八〇号
  - 三 開発区域に含まれる地域  
生駒市西白庭台一丁目一三番地ノ一、一三番地ノ二、一三番地ノ三、一三番地ノ四及び一三番地ノ五
  - 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
生駒市南田原町一三七〇番地  
山上正仁
- 一 許可番号  
平成十六年四月十六日第七二一一八一号

平成十六年七月二十八日第七二一八一一号  
二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月二十日第六〇八二号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年八月二十日第三八七八号  
三 開発区域に含まれる地域

天理市樺本町一一六七番地、一一六九番地及び一一六九番地ノ四の各一部  
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡川西町大字結崎五八九番地ノ七九  
協栄ホーム 代表者 久保西勇治  
五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市樺本町一一六七番地の一部  
下水道 天理市樺本町一一六七番地、一一六九番地及び一一六九番地ノ四の各一部

一 許可番号

平成十六年五月十七日第七四一六号  
二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月十九日第六〇八一号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年八月十九日第三八七七号  
三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字千代八三九番地ノ一の一部  
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市谷三一二番地ノ九  
辻本木材産業株式会社 代表取締役 辻本恵寿  
五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字千代八三九番地ノ一の一部  
下水道 磯城郡田原本町大字千代八三九番地ノ一の一部  
水路 磯城郡田原本町大字千代八三九番地ノ一の一部

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十六年八月二十七日

奈良県人事委員会規則第四号

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則  
職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）  
の一部を次のように改正する。

別表第三中	野迫川駐在所	吉野郡野迫川村大字北股
	野川小学校	吉野郡野迫川村大字中
	北股小学校	吉野郡野迫川村大字北股

を

野 野

追川駐在所

吉野郡野迫川村大字北股

追川小学校

吉野郡野迫川村大字北股

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

奈良県公安委員会告示第99号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づき、  
銃銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を開催することとしたので、銃砲刀剣類所持等  
取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により、次のとおり  
公表する。

平成16年8月27日

## 奈良県公安委員会

委員長 永田正利

## 1 受講対象者

## (1) 初心者

猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

## (2) 経験者

猟銃若しくは空気銃の取扱いに関する講習修了証明書の交付を受けた日から起算して3年を経過した者又は経過しようとする者で、猟銃若しくは空気銃の所持の許可の更新又は更に新たな所持の許可を受けようとする者

## 2 開催日時・場所

## (1) 初心者

開催日時	場 所
平成16年11月4日(木) 午前10時から午後5時まで	奈良県大和高田市西町1番60号 奈良県中和労働会館
平成17年2月4日(金) 午前10時から午後5時まで	〃

## (2) 経験者

開催日時	場 所
平成16年10月1日(金) 午後1時30分から午後4時30分まで	奈良県吉野郡十津川村大字小原225番地の1 村営「道の駅」十津川郷(伝習館)
平成16年10月22日(金) 午後2時から午後5時まで	奈良県大和高田市西町1番60号 奈良県中和労働会館

平成16年11月26日(金) 午後2時から午後5時まで	〃
平成16年12月17日(金) 午後2時から午後5時まで	〃
平成17年1月21日(金) 午後2時から午後5時まで	〃
平成17年2月25日(金) 午後2時から午後5時まで	〃
平成17年3月25日(金) 午後2時から午後5時まで	〃

## 3 講習内容

(1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

(2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い、

## 4 携行品

筆記具及び印鑑

## 5 受講手続及び講習手数料

受講しようとする者は、受けようとする講習日の2週間前までに、住所地を管轄する警察署に猟銃等講習受講申込書を提出するとともに、次に掲げる講習手数料を奈良県収入証紙をもって納付すること。

なお、申込みをした講習を受講しなかった場合でも、手数料は返還しない。

- (1) 初心者 6,800円  
(2) 経験者 3,000円

奈良県公安委員会告示第100号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ、第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定に関する技能及び知識に関する審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関する審査（以下「教習指導員審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成16年8月27日

奈良県公安委員会

委員長 永田 正利

1 実施する技能検定員審査及び教習指導員審査の種類

- (1) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大型）
- (2) 技能検定員審査及び教習指導員審査（普通）
- (3) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大特）
- (4) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大白二）
- (5) 技能検定員審査及び教習指導員審査（普自二）
- (6) 技能検定員審査及び教習指導員審査（牽引）
- (7) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大型二種）
- (8) 技能検定員審査及び教習指導員審査（普通二種）

2 実施日時及び審査項目

- (1) 実施日時

平成16年10月1日（金）から同月5日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

の午前9時から午後5時まで

- (2) 審査項目

技能検定員審査及び教習指導員審査

3 実施場所

奈良県橿原市葛本町120番地の3

奈良県警察本部交通部運転免許課

4 携行品

運転免許証、鉛筆及び消しゴム

5 申請手続及び受付期間

- (1) 審査申請書の交付

奈良県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）において交付する。

また、封筒の表に「審査申請用紙請求」と朱書し、80円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封の上、運転免許課あて郵送し、交付を受けることもできる。

- (2) 申込み方法

審査申請書に必要事項を記入し、所定の写真をちよう付した上、直接、運転免許課に提出すること。この際、受けようとする審査に用いる自動車を運転することができる運転免許証を提示すること。

なお、技能検定員審査等に関する規則第17条に該当する者にあつては、その旨を証明する書面の写しを添付すること。

- (3) 受付期間

平成16年9月10日（金）から同月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 審査手数料

奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）第10条に定める額とする。

7 その他

申請手続についての問い合わせは、運転免許課（電話番号0744-25-5224）に行うこと。

**聞 知 事**

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき監査請求について、同条第4項の規定により、監査を行い、その結果を平成16年8月20日に請求人に対し通知したので、これを公表します。

平成16年8月27日

奈良県監査委員 大倉 潔

奈良県監査委員 中 島 實 男

<p>奈良県監査委員 山本進章 奈良県監査委員 中野雅史</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を備えているものと認め、これを受理した。</p>
<p>第1 監査の請求</p>	<p>第3 監査の実施</p>
<p>1 請求人 住所 生駒郡平群町大字三里711番地の1 氏名 前田 清</p>	<p>1 請求人の証拠の提出及び陳述 平成16年7月26日、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から新たな証拠の提出及び請求内容の補足説明があった。</p>
<p>2 請求書の提出 平成16年6月14日</p>	<p>2 監査対象事項 平成15年度に県が平群町（以下「町」という。）に対して交付した配食サービス事業に係る在宅福祉事業費補助金（以下「本件補助金」という。）に関し、その交付が違法であるかどうかについて監査を実施した。</p>
<p>3 請求の要旨</p>	<p>3 監査対象部局 奈良県福祉部</p>
<p>1. 監査請求（補正）の要旨 奈良県に対し平群町が配食サービス事業に係る補助金の請求を、平成11年度から平成15年度（5年間で）に渡り奈良県が申請を受けた事に付いては違法である。</p>	<p>4 事実の確認 監査対象とした事項について、監査対象部局に対して関係書類の調査及び職員からの事情聴取を行った結果、以下の事実を確認した。</p>
<p>補助金を支出した奈良県知事に下記の通りの理由により、県補助金の返還を求めらる。</p>	<p>(1) 在宅福祉事業費補助金について 本補助金は、県が定めた「在宅福祉事業費補助金交付要綱」（平成16年3月8日高福第80号の11奈良県福祉部長通知。以下「県交付要綱」という。）に基づき、在宅老人及び在宅要援護老人の福祉の推進を図るため、市町村が実施する事業に要する経費について、予算の範囲内において交付されるものである。</p>
<p>2. 平成11年度に2通の委託契約書が平群町社会福祉法人（あけぼの会）間に同一の回議書が2通あり稟議書が無い、そして覚書の但し書きに付いては、全く内容が異なると共に奈良県に平群町は配食サービス事業に係る補助金の申請する資格が無い。 ※刑法第155条、第247条に抵触する。</p>	<p>本補助金の補助対象事業は国が定める各種事業実施要綱等に基づいて実施されるものであり、配食サービス事業については、「介護予防・生活支援事業実施要綱」（平成13年5月25日老発第213号厚生労働省老健局長通知「介護予防・生活支援事業の実施について」の別紙）に基づいて実施されている。同要綱によると、本事業については、市町村が、調理が困難な高齢者に対して、定期的に自宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに当該利用者の安否確認を行うものであり、利用対象者はおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により調理が困難なものとされている。</p>
<p>3. 上記2により契約不履行であり、平群町は補助金の譲渡を受けた事は不当行為である。</p>	
<p>4. 平成16年6月14日に提出しました添付書類に付しましては、新たな添付書類と差し替えます。</p>	
<p>第2 請求の受理</p>	
<p>提出のあった請求書については、特定の財務会計上の行為に係る違法性または不当性の指摘に不備があったため、平成16年6月18日付けで補正を求めたところ、同月25日付けで補正がなされた。審査の結果、請求期間（当該行為のあった日から1年）が経過している平成11年度から平成14年度までの支出を除き、</p>	



なお、本事業は、平成14年度からは、上記事業実施要綱の一部改正により、『食』の自立支援事業』に内容が変更されたが、本県においては、平成15年度までは、経過措置として、改正前の要綱に基づき「配食サービス事業」が実施されているところである。

また、本事業に係る補助金の額については、運営費として1食あたり650円以内（利用者負担控除後）を補助単価として、次のとおり算定することとされている。

年間配食件数×補助単価×補助率（3/4）

なお、県が本補助金を交付するにあたっては、その財源として、補助率3分の2の国庫補助金が「在宅福祉事業費補助金交付要綱」（平成16年2月6日厚生労働省発老第0206001号厚生事務次官通知「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について」の別紙）に基づいて交付されている。

- (2) 町の配食サービス事業と本件補助金の交付について
- 町においては、ひとり暮らし高齢者・要介護高齢者等に自立した生活を確保するために必要な支援を行うことにより、保健衛生の増進及び在宅福祉の充実と介護者の負担の軽減を図ることを目的として、「平群町生活支援事業実施要綱」（平成12年4月1日要綱第6号）に基づき、平群町生活支援事業が実施されている。

そのうち配食サービス事業については、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦等で食事の調理が困難と思われる者に対し、定期的に居宅に訪問し栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに当該利用者の安否の確認を行うことを内容として実施されている。平成15年度については、1食あたり650円（利用者負担控除後）で社会福祉法人あけぼの会に委託して実施されており、本件補助金に係る事業実績報告書によると、年間配食件数14,377件、委託額（補助基準額）9,345,050円となっている。

また、本件補助金の交付は、平成15年3月に成立した平成15年度予算に基づくものであり、国庫補助金の交付決定を経て、平成16年3月26日に県は、町からの補助金交付申請書を受け、交付決定を行った。そして、県は、同月31日に町から提出された事業実績報告書により補助金額を確定し、同年5月26日に配食サービス事業に係る7,008,000円（9,345,050（14,

377件×650円）×3/4（千円未満切捨）を含む在宅福祉事業費補助金26,465,000円を支出した。

#### 第4 監査結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置請求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

補助金の交付に関しては、法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上の必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」と定められているところ、公益上の必要性の有無の判断は、当該地方公共団体の知事の裁量に委ねられていると解される。

そして、当該補助金交付の目的・趣旨、補助対象事業の目的・内容及び当該補助金の交付に至る経緯等から、その公益性が客観的に認められないなど、知事に裁量の逸脱または濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は、同条に違反して違法と判断されるものである。

本件補助金は国の「在宅福祉事業費補助金交付要綱」を受けて制定された県交付要綱に基づいて交付されたものであるところ、当該要綱の趣旨から、在宅福祉事業費補助金の交付については、一定の公益性が認められる。

そして、町の配食サービス事業については、前記第3の4(2)のとおり、県交付要綱第2の3①に掲げる補助対象事業（国の「介護予防・生活支援事業実施要綱」に基づく事業）の目的及び内容に沿ったものであること、また、本件補助金の額の算定については、県交付要綱に基づき、町からの事業実績報告書に記載されている配食総数及び委託単価を確認の上なされていることが認められる。

以上のことから、本件補助金の交付については、知事に裁量の逸脱または濫用はないものと判断する。

なお、本件請求において、町が配食サービス事業の実施にあたって行った委託に係る事務に関して指摘されている点については、町固有の事務処理に関するものであって、その事実の有無に拘わらず、当該事項が、ただちに本件補助金の交付自体の適法性に影響を及ぼすものではなく、また、県が本件補助金の交付決定を取り消し本件補助金の返還を求めるべき事由にも該当しない。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八  
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。